

令和2年4月2日策定
令和4年4月25日改正
令和4年9月30日改正
令和5年5月8日改正

西東京市市内における感染者発生時の公表の考え方

本市では、市内感染者数及び市施設等においての利用者・市職員等に新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染者が発生した場合について、公表内容等を定めた「西東京市市内における感染者発生時の公表の考え方について」（令和2年4月2日策定。令和4年4月25日、令和4年9月30日改正。）に基づき公表を行ってきました。

令和5年5月8日より、感染症法上の位置づけの変更が行われたことに伴い、今後、下記のとおり対応することとします。

なお、本考え方については、国及び東京都の方針の変更、今後の感染者の発生状況などを踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

記

1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

- (1) 東京都が情報提供する場合の市内の発生届対象者数
- (2) 感染の発生によって施設の閉鎖や事業の停止、著しい縮小等の措置が必要になった場合
- (3) 市民生活及び行政運営に著しい影響があると想定される場合

3 公表内容

上記2(1)(2)(3)について、次のとおり、必要な情報を公表する。

- (1) 感染等の状況
- (2) 感染症により影響を受けた施設、事業及び措置の状況
- (3) 公衆衛生上の対策

4 留意事項

- (1) 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者の同意を得たうえで公表することとする。
- (2) 感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。

5 公表の方法

必要に応じて、以下の方法等により行う。

- (1) プレスリリース
- (2) ホームページ

6 その他

市内事業所で感染者が発生した場合、市としては、公表を指示することはないが、事業者が独自の判断で公表する場合は、関係者の同意を得た上で、個人情報の保護や人権上の配慮に充分留意するよう要請する。

なお、本考え方については、今後の国及び東京都の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。